

令和元年度第2回愛知県都市計画審議会

令和2年2月13日（木）午後2時

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

まず初めに、傍聴される方をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

本日の会議は、審議会等のペーパーレス化に向けての試行として、議案等の資料は全てタブレット端末にございます。委員の皆様方には、ペーパーレス化への御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただし、このタブレットの機能では、2つのファイルを並べて開けない、メモ書きができないなど使いづらい面もございますので、紙資料のほうも予備がございます。必要な場合は事務局職員にお声がけください。

そのほか、端末の操作方法等について御不明な点がございましたら、皆様の後ろに控えている事務局職員にお声がけくださいますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、当審議会委員の方々の異動につきまして御報告申し上げます。

お手元に委員名簿を、こちらにつきましては紙で配付させていただいております。併せて御覧ください。

まず、学識経験者として任命された委員のうち7名の方々が昨年11月18日に任期満了となりましたが、中村委員、秀島委員、田中委員、岡本委員、梶田委員、李委員の6名の方々ににつきましては引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

経済の分野の学識経験委員として、名古屋大学大学院准教授 中野牧子委員でございます。

すが、本日は所用のため御欠席でございます。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました、東海農政局長の富田育稔委員でございます。

愛知県警察本部長の後藤和宏委員でございます。

また、本日の上程議案のうち第1号議案は区域区分、つまり市街化区域及び市街化調整区域に関する案件でございますので、当該案件につきまして臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

愛知県農業会議副会長の河合勝正委員でございます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本信介委員でございます。

以上でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

さて、先程御報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在会長職が空席となっております。そこで、会長が選出されるまでの間の議長につきましては、新海委員をお願いいたします。

新海委員につきましては、昨年11月に愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長職務代理者として会長から指名を受けております。それでは、新海委員は議長席をお願いいたします。

(新海委員 議長席へ移動)

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました新海でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず初めに、本日の会議の議事録署名者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、岡本真理子委員、河合洋介委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。選出方法を事務局から説明してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

御説明申し上げます。

皆様のお手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下側中央にごございますボタンを軽く2回押してください。暗くなっていない方、また2回押された方、タブレット端末にフォルダが2つ表示されておりますでしょうか。表示されない場合は、近くの職員にお声がけください。

左側の、1_次第等のフォルダを開いて、次第、条例及び運営規程のアイコンをタップしてください。当審議会の条例及び運営規程の抜粋を御覧いただきたいと思います。次第、議席案内、次第_条例及び運営規程の抜粋の順番になっております。

画面をスワイプしていただいて資料を進めたり戻したりできますので、御覧いただきますようお願いいたします。

3枚目の抜粋のページを御覧ください。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから、委員の皆様の選挙により定めると規定されております。したがって、当審議会会長は、学識経験委員の中から選出することとなります。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験者のうち有効投票の最多数を得たものを会長とする選挙による方法が定められております。次に、第2条第3項において、委員の皆様に御異議がなければ、第1項の選挙につきまして、指名推選の方法、つまり委員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められております。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

ただいま事務局から、会長の選出方法について説明がありました。そこで、今回の会長の選出方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。どなたか御意見はございませんか。

原委員、どうぞ御発言ください。

【委員（愛知県議会議員 原よしのぶ）】

先程事務局から説明がありました方法のうち、会長候補を推薦して決める指名推選の方法がよろしいかと思っております。よろしくお願いたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

ただいま原委員から、指名推選の方法を採用したらどうかとの御発言がありました、他に御意見はございませんか。

他に御意見もないようですので、会長の選出は指名推選の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、指名推選の方法をもって会長を選出することといたします。

会長の選出にあたり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

御紹介いたします。

学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

都市計画・交通工学の分野から、名古屋大学大学院教授 中村英樹委員、土木・防災の分野から、名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三委員、経済の分野から、名古屋大学大学院准教授 中野牧子委員、法律の分野から、愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子委員、建築の分野から、東海学院大学教授 岡本真理子委員、環境・衛生の分野から、中京学院大学教授 梶田悦子委員、社会福祉の分野から、愛知県立大学教授 田川佳代子委員。農業の分野から、岐阜大学准教授 李侖美委員、以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

それでは、どなたか会長候補を推薦していただけませんか。

田中委員、どうぞ御発言ください。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

私は、中村委員を推薦いたします。

中村委員は、都市計画・交通工学の専門家として、その優れた見識と豊富な見識を活かし、各方面で御活躍されております。そして、当審議会においては、平成28年2月より4年にわたり審議会会長を務められております。このように経験豊富な中村委員を審議会会長に推薦いたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

ありがとうございました。

ただいま田中委員から、中村委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

他に推薦はございませんか。

他に候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に中村委員を選出することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長職務代理者（愛知県議会議員 新海正春）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を中村委員にお願いいたします。

これをもちまして私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(新海委員 自席へ移動)

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

ありがとうございました。

ただいま、中村委員が会長に選出されました。会長席に移動をお願いいたします。

(中村委員 会長席へ移動)

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

それでは、中村会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいま会長に選出していただきました中村でございます。

会長就任にあたりまして、一言簡単に御挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、本日の審議会におきまして会長職を仰せつかりまして、その責任の重大さに改めて身を引き締めている次第でございます。

本日も非常に暖かい気候で、このところ気候が非常に不安定な状況が年々続いていて、昨年一昨年非常に大きな災害が日本全国どこかで起こっている状況であることは皆様よく御承知のとおりだと思います。これからどういう災害がいつ来るかもよくわからない、その一方で、愛知県の状況からしますと、他の都道府県に比べますとまだかなり状況としてはいいほうであるわけですけれども、いわゆる少子高齢化・人口減少の問題、これからますます顕著になっていく、非常に難しい時代であるということでございます。そういう中で、愛知県のまちづくりをどういうふうにかじ取りをして望ましい方向に持っていか

という、非常に重要な役割を果たすのがまさにこの愛知県都市計画審議会ということになるわけでございます。

そういう中で、この場で、それぞれの御見識をお持ちの大変たくさんの方々の専門家の方々にお集まりいただいておりますので、ぜひよりよい愛知のまちづくり、都市計画ができるよう、引き続き御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、当審議会会長職務代理者等を指名いたします。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、秀島栄三委員を指名いたします。

また、同条例第6条第2項に基づきまして、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、秀島栄三委員、岡本真理子委員、梶田悦子委員を指名いたします。

次に、同条例第3条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として、秀島栄三委員を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

本日御審議いただきますのは、第1号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」から第6号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」までの6議案でございます。

まず、事務局からタブレット端末の操作説明があるそうですので、お願ひします。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

それでは、先程と同様に、お手元のタブレットの画面が暗くなっている方は、下側中央にございますボタンを軽く2回押してください。

先程の条例等の画面が表示されている方は、左上の「戻る」となっている矢印をタップ

して、次に、都市計画審議会という文字が上部にあります。「トップ」「都市計画審議会次第等」の真ん中の「都市計画審議会」という文字の部分タップしてください。そうしますと、最初のフォルダが2つ表示されている画面に戻ります。お戻りいただけましたでしょうか。

右側の資料2_議案が議会の資料となります。タップして開いていただきますと、第1号議案、第2号議案と、議案ごとにPDFファイルにまとめてございます。タブレット端末は横向きでも御使用いただけます。

なお、図面につきましては、2名に1台設置してございますモニターを活用して御説明させていただきます。

その他、端末の操作方法等について御不明な点がございましたら、皆様の後ろに控えている事務局職員にお声がけください。よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、第1号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

都市計画課主幹の齊藤でございます。

私からは、第1号議案「豊田都市計画区域区分の変更について」御説明させていただきます。

お手元のタブレットを御覧ください。

2_議案のファイルをお開きいただいていると思います。今回、第1号議案から第6号議案まで、議案ごとに議案書、議案概要説明書及び図面を抜粋して1つのファイルにまとめております。

それでは、1号議案のファイルをタップしていただき、お開きください。

画面を順次スワイプ、横に動かしていただきますと、議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目から8枚目にございます。

なお、説明は机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットの資料は適宜御覧いただきますようお願いいたします。

大変恐縮ですが、失礼させていただいて、着座にて説明させていただきます。

初めに、モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、豊田都市計画区域に含まれる、みよし市

南部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面上側には、オレンジ色の丸印で示しておりますみよし市役所、その上側には東西に延びる都市計画道路 153 号バイパス、図面左側には南北に流れる境川、図面下側には東西に延びる都市計画道路伊勢湾岸道路、その東側には豊田南インターチェンジがそれぞれ位置しております。

今回、図面中央少し上側の赤色斜線で示しております福田池下地区、面積約 10.7ha を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。

区域区分を変更しようとする福田池下地区の区域を赤色斜線で示しております。当該地区は、北側の既存の工業専用地域に隣接し、都市計画道路名古屋三好線の沿道で、また、伊勢湾岸道路の豊田南インターチェンジからは約 5 km 圏内に位置しており、みよしの都市計画マスタープランにおきましても工業系開発誘導ゾーンとして位置づけられております。

また、みよし市では、当該区域の良好な工業系市街地の形成のため、地区計画により道路、緑地等の都市基盤施設や建築物の制限等を定め、市の土地開発公社が開発を行うこととしております。

以上のことから、当該地区を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、隣接地と同じ工業専用地域、容積率 200%、建蔽率 60% を、今回の区域区分の変更に合わせてみよし市が定めることとしております。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和元年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づきみよし市に意見照会したところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本でございます。

工業専用地域ということでございますが、どういった工場といたしますか、事業者が入られる予定なのかというのはもう決まっているのでしょうか。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

座ったままで失礼します。

具体の工場とは契約をまだ結んでないということはお聞きしております。ただ、引き合いがかなりあるということをお聞きしております。周辺には工業専用地域がございまして、その周りにはやはり自動車関連の工場があるということで、そういうことで引き合いがあるというのは伺っております。

以上でございます。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】

ありがとうございました。

御要望でございますが、図面を見てもおわかりのように、依然としてまだ隣接して農地が残っておりますので、残存する農地への影響がないようにということ。

それから、みよし市内ではいろいろと調整は図られていると思いますが、隣接している刈谷市の地権者の皆様にもしっかりと御説明をよろしくお願いいたします。

これは御要望でございますので、特に。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

承知いたしました。

ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

御意見、御質問等もほかにはないので、採決いたします。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては原

案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案審議が終了いたしましたので、臨時委員の河合委員、山本委員につきましては御退席いただきます。

どうもありがとうございました。

(臨時委員 退席)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

続きまして、第2号議案「尾張都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課課長 片山貴視】

都市計画課長の片山でございます。よろしくお願いたします。

私からは、第2号議案「尾張都市計画道路の変更について」座って説明させていただきます。

タブレットの左上の「戻る」をタッチして第1号議案を閉じていただいて、第2号議案のファイルをお開きください。よろしいでしょうか。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目に、図面は6枚目と7枚目でございます。1号議案と同様、適宜御覧ください。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面左上に掲載した愛知県全図の赤色で着色した部分を拡大したもので、愛知県の北西部に位置する小牧市の中央部付近を示しております。

図面の左下にオレンジ色の丸印で示しておりますのが小牧市役所で、図面中央南北に名鉄小牧線、図面中央少し下寄りを東西に横断している紫色の実線が東名高速道路です。図面の上寄りを東西に横断している赤色の実線及び点線で示すのが3・4・29号江南池之内線で、今回御審議いただく路線となります。

また、関連する案件として、図面右寄りを南北に縦断している緑色の実線及び点線が3・4・17号犬山春日井線、両路線の交差箇所付近に青色破線で囲まれた範囲が、既存住宅地の居住環境保全と工業系市街地形成を図る小牧本庄土地地区画整理事業の予定区域となります。

今回、この小牧本庄土地地区画整理事業の都市計画決定に合わせ、江南池之内線の幅員及び線形を変更することについて御審議いただきます。

変更を予定している区間は、犬山春日井線と交差する赤色実線約550mの区間となりま

す。

それでは、都市計画変更の内容につきまして御説明させていただきます。

モニターには計画図を映しております。

東西の道路が当該路線である江南池之内線、西側、図面の左側でございますが、そちらで交差する南北の道路が小牧市決定の犬山春日井線、東側、図面の右側となりますが、こちらで交差する道路が主要地方道春日井各務原線でございます。

現在、江南池之内線は幅員 12m で都市計画決定されており、右折車線のない幅員構成となっております。今回、犬山春日井線及び春日井各務原線との交差点部につきまして、安全で円滑な交通処理を図るため右折車線を設置することとし、幅員を現決定の 12m から 15 m に変更するものであります。

また、春日井各務原線との交差点部前後の区間について、信号の視認性を高めるため、言いかえますと東へ向かう車がより遠くの位置から信号を確認できるようにするため、一部線形変更も併せて行います。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和元年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき小牧市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 2 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 2 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 3 号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課課長 片山貴視】

続きまして、第3号議案「知多都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

タブレットの第2号議案を閉じていただきまして、第3号議案のファイルをお開きください。よろしいでしょうか。

議案書は1枚目から4枚目に、議案概要説明書は5枚目に、図面は6枚目と7枚目にございます。

今回の変更は、取りまとめ状況等を当審議会に随時御報告させていただきながら、昨年度策定いたしました愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、大府市内の未着手の都市計画道路について、必要性等を検証し、準備が整った路線について変更を行うものです。

それでは、変更内容を説明させていただきます。

モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面左にございます愛知県を示した広域図の赤色で示した部分を拡大したもので、愛知県の知多半島北部に位置する大府市南東部とその周辺の地域を示しております。

図面中央のオレンジ色の丸印で示しておりますのが大府市役所で、市役所の南側にはJR東海道本線の大府駅、さらに大府駅の南側を東西に横断している青色の路線が都市計画道路瀬戸大府東海線です。大府駅から南東側、右下の方向にある赤い点線と実線が今回御審議いただく都市計画道路3・5・34号大府南線で、変更を予定しているのは赤色実線で表示した区間となります。

路線の整備状況は、赤色点線区間は都市計画決定どおり2車線の両側歩道で整備済みでございますが、赤色実線の区間、東浦町との行政境から約260mの区間については、JRと立体交差する部分は歩道が整備されていない2車線の道路となっております。

次に、都市計画変更の内容について説明させていただきます。

モニターには計画図を映しております。

図面中央から北東方向、右上のほうに示している道路が都市計画道路大府南線です。当路線は、工業の発展、人口増加に伴う都市の拡大に備え、昭和34年に都市計画決定されました。瀬戸大府東海線を起点、東浦町の境を終点とし、大府市南東部地域で発生する交通を処理する地区幹線道路であります。

計画決定した当時は、東浦町の境まで都市の拡大を見込み、その区域から発生する交通を処理するため東浦町との行政界まで都市計画決定しましたが、その後、JR東海道本線と

石ヶ瀬川との間の区域において、東海道本線と武豊線の線路増設により鉄道用地が拡大したことから市街化が見込まれなくなり、当該区域に地区幹線道路の配置が不要となりました。そのため、終点側の黄色の線で示しております約 260mの未着手区間について、都市計画道路を廃止するものでございます。

なお、廃止に伴い、終点の位置を東浦町の境から主要地方道名古屋碧南線との管理境界へ変更いたします。

本案件につきましては、都市計画法第 17 条に基づき、令和元年 11 月 8 日から 11 月 22 日までの間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき大府市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第 3 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 3 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 4 号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

岡崎市の説明を求めます。

【岡崎市建築部建築指導課長 鈴木広行】

岡崎市建築部建築指導課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

第 4 号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

タブレットの第 3 号議案を閉じていただいて、第 4 号議案のファイルをお開きください。

議案書は 1 枚目から 3 枚目に、議案概要説明書は 4 枚目に、図面は 5 枚目から 7 枚目を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

4 枚目の議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、有限会社野村土木 代表取締役野村昴太。

名称は、須淵リサイクルセンター。

敷地の位置は、岡崎市須淵町字京田 19 番 8 他 6 筆。

敷地面積は、2,343.66 m²でございます。

処理施設の能力は、廃プラスチック類の破碎を 1 日あたり 5.36 t、木くずの破碎を 1 日あたり 6 t、がれき類の破碎を 1 日あたり 11.12 t となっております。

建築物は破碎工場棟及び事務所棟の 2 棟で、延べ床面積の合計は 191.81 m²でございます。

申請者は、平成 7 年より岡崎市内で主に土木建設業及び産業廃棄物収集運搬業を開始し、さらに平成 26 年より人工芝のリユース事業を展開していますが、処分業の許可は取得していないため、再利用できないものは産業廃棄物として排出しております。

このたび、これらを含めた産業廃棄物の処理及び再資源化の効率化を図るため、産業廃棄物を処理する施設を新たに計画したところ、市街化調整区域における廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設の処理能力が 1 日あたり 5 t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条のただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

次に、5 枚目の総括図を御覧ください。

図面右上の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は岡崎市の中央部に位置し、岡崎市役所から東北東に直線距離で約 7.8km、大平支所から北東に直線距離で約 6.3km の市街化調整区域内に位置しております。

次に、6 枚目の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央やや左側の赤い斜線で示した部分です。

また、凡例、その他として示した建築物は、建設地南側にある配水場、その他が住宅に附属する倉庫等となっております。

周辺の状況は、北側は、一部登記上農地となっている土地はありますが、現在は空き地となっており、草木が生い茂った状況です。東側、西側は山林、南側には県道南大須鴨田線と山林を挟んで他社の工場が立地しております。

次に、7 枚目の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色で塗り潰しが建築物、紫色の線が廃棄物処理装置である破砕機でございます。

敷地への出入り口は、南側の幅員 6.2mの県道南大須鴨田線からです。図面では、黒い三角印で表示してございます。

車両に関連して、従業員駐車場及び搬出入車両用の駐車場を敷地内に確保し、また、搬出入車両が待機できる空地確保する等の搬出入計画についても、周辺への影響が出ないよう配慮してございます。

敷地の周囲には、緑色で塗り潰した部分に緑地帯を設け、青色の線上に高さ 2 m のスチール塀を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音・振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。

御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第 4 号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 4 号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第 5 号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

岡崎市の説明を求めます。

【岡崎市建築部建築指導課長 鈴木広行】

第 5 号議案「岡崎市における特殊建築物の敷地の位置について」御説明いたします。

タブレットの第 4 号議案を閉じていただいて、第 5 号議案のファイルをお開きください。

議案書は 1 枚目から 3 枚目に、議案概要説明書は 4 枚目に、図面は 5 枚目から 7 枚目を御覧ください。

本案件は、第4号議案と同様に、特定行政庁である岡崎市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものです。

4枚目の議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、株式会社中部資源 代表取締役樹神靖典。

名称は、株式会社中部資源 岡崎丹坂工場。

敷地の位置は、岡崎市丹坂町字川手7番他6筆。

敷地面積は、3,616.37㎡でございます。

処理施設の能力は、廃プラスチック類の破砕を1日あたり6.82t、木くずの破砕を1日あたり11.31tとなっております。

なお、当該施設では一般廃棄物の処理も行いますので、一般廃棄物処理施設の敷地の位置については、去る2月5日に岡崎市都市計画審議会に付議し、同日付で都市計画上支障がないものと答申をいただいております。

建築物は工場の1棟で、この中に事務所もあり、床面積は709.86㎡でございます。

申請者は、平成18年に産業廃棄物処理業の許可を受け、岡崎市内の別敷地において中間処理事業を行っております。このたび、産業廃棄物の処理及び再資源化のニーズに対応するため産業廃棄物を処理する施設を新たに計画しましたところ、市街化調整区域における廃プラスチック類及び木くずの破砕処理能力が1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可が必要となったものでございます。

次に、5枚目の総括図を御覧ください。

図面中央やや右側の赤丸で示しました「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は岡崎市の北部に位置し、岡崎市役所から北北東に直線距離で約6.5km、岩津支所から東に直線距離で約3.6kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、6枚目の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央やや左側の赤い斜線で示した部分です。工場は、当該施設の東側に位置しております。

また、凡例のその他として示した建築物は、建設地北側にある配水場、その他が倉庫となっております。

周囲の状況は、北側、東側、西側は山林、南側は県道を挟んで一部登記簿上の農地となっている土地がありますが、現在は空き地となっております。

建設地は土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されていますが、申請者もハザードマップにより土砂災害の危険性を理解しており、市が作成している地域防災計画を参考に、土砂災害に関する情報の収集方法、避難等の警戒避難体制を確立するとともに、災害の発生が予想される場合は、廃棄物の搬出入量の調整や、場外へ移動するなどし、屋外保管の廃棄物を減らす方を講じます。

また、土砂災害警戒区域は建築物の損壊を想定すべきではないことから、建築物内の廃棄物が場外に流出するおそれはないと考えています。よって、当該敷地での建築は、周辺状況も鑑み、災害情報の入手方法の確認、警戒避難体制の整備などのソフト対策を講じることで支障がないものと考えています。

次に、7枚目の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地の外周、黄色で塗り潰しが建築物、紫色の線が廃棄物処理装置である破砕機、梱包機、切断機でございます。敷地の外周には、緑色で塗り潰した部分に緑地帯を設け、青色の線上に高さ2mの塀を設けるなど、周囲との遮断を図る計画となっております。

敷地への出入り口は南側の幅員9mの県道長沢東蔵前線からで、図面では黒い三角印で表示しております。

車両に関連して、従業員駐車場及び搬出入車両の駐車場を敷地内に確保し、また、搬出入車両が待機できる空地確保する等の搬出入計画についても、周辺への影響が出ないよう配慮しております。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音・振動等は全て環境保全の目標をクリアしております。

以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第5号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第6号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

一宮市の説明を求めます。

【一宮市まちづくり部建築指導課長 武市力也】

一宮市まちづくり部建築指導課長の武市と申します。よろしくお願ひいたします。以降、着座にて失礼いたします。

第6号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

タブレットの第5号議案を閉じていただきまして、第6号議案のファイルをお開きください。

議案書は1枚目から3枚目に、議案概要説明書は4枚目に、図面は5枚目から7枚目を御覧ください。

本案件は、特定行政庁である一宮市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

4枚目の議案概要説明書を御覧ください。

申請者は、高橋造園土木有限会社 代表取締役高橋丈二。

名称は、高橋造園土木有限会社廃木材リサイクル施設。

敷地の位置は、一宮市萩原町西御堂字南江西19番。

敷地面積は、998.88㎡。

処理施設の処理能力は、木くずの破碎を1日あたり66tでございます。

建築物は事務所棟、街路樹廃木材置場棟及びバイオマス化施設棟の3棟で、延べ面積の合計は187.44㎡でございます。

申請者は、平成7年より一宮市で造園工事を中心とした都市公園などの管理で樹木の剪定、公園施設や公園の遊具の点検、造園工事の設計・施工管理の事業を行っております。現在は、街路樹の剪定等で発生した廃木材の8割は一宮市の環境センターで焼却し、2割は市内で肥料化しておりますが、まちづくりに欠かすことのできない街路樹はその多くが樹齢40年以上となっており、倒木や落ち枝の危険性が高まっています。全国では倒木等による死亡事故等も発生しているため、ここ数年、各市町村は街路樹再生プランに基づき調

査・伐採が進められ、今後は街路樹を始めとした廃木材が増加することが予想されています。

そこで、現在焼却または市外に搬出して処分していた一宮市で発生した廃木材を資源と位置づけ、一宮市で肥料化し、一宮市で活用させるといった街路樹廃木材の木質バイオ化による計画的な地域内循環型街路樹再生事業を計画し、愛知県循環型社会形成推進事業の認定を受けました。

この施設は、廃木材を破砕し、チップ化し、そのチップをバイオ菌により有機バイオ肥料とするものです。

取り扱う廃木材は、一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分類されます。街路樹や公園の剪定・伐採したものを一般廃棄物、道路工事などの土木工事等に伴う木の伐採、抜根で発生したものを産業廃棄物として取り扱います。これらの破砕の処理能力がそれぞれ1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものがございます。

なお、一般廃棄物の許可に伴う一宮市都市計画審議会は令和2年2月12日に行い、同日付で都市計画上支障がないと認められております。

次に、5枚目の総括図を御覧ください。

図面左下の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は一宮市と稲沢市の市境に位置し、一宮市役所から南西に直線距離で約6kmの市街化調整区域に位置しております。また、隣接する稲沢市側も市街化調整区域となっております。

次に、6枚目の付近状況図を御覧ください。

建設地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。敷地の北側は市道0110号線を挟んで工場、東側は公道側の側道の一宮市道788号線、西側は水路を挟んで田がございます。

次に、7枚目の計画図を御覧ください。この計画図のみ右が北となっておりますので、お含みください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗り潰しが建築物、紫枠は産業廃棄物処理施設の破砕機でございます。

搬入された廃木材の流れとしましては、一般廃棄物の廃木材は敷地南に設置する街路樹廃木材置場棟に保管します。また、産業廃棄物の廃木材は、敷地西側の破線で示している鉄製コンテナに入れ、シートで覆い、保管します。

次に、これらの廃木材は紫枠の破砕機でチップ化し、一般廃棄物のチップは敷地北東に

設置するバイオマス化施設棟で肥料化します。また、産業廃棄物のチップは、バイオマス化施設棟と事務所棟の間にある破線で示している鉄製コンテナに入れ、シートで覆い、保管します。なお、産業廃棄物のチップは全て、肥料原料またはバイオマス発電の燃料として売却いたします。

敷地への出入りは北側の 12.06m の市道 0110 号線からでございます。図面では、黒い三角印で示してございます。

搬入車両につきましては、1 日 6 台程度を見込んでおり、敷地周辺での待機のないように管理をいたします。

また、敷地の周囲には、緑色で塗り潰した部分に緑地を設け、青色の線上に高さ 3 m のスチール塀を設けて、周辺環境への配慮に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音・振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

田中委員、お願いします。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

御説明ありがとうございました。

教えていただきたいことがございます。

5 号の議案概要と関連するかもしれませんが、今回の処理施設は木くずの破碎だけですよ。木くずについて 66 t でありますけれども、5 号の議案概要説明書には産業廃棄物処理業の許可を得た業者が木くずの破碎をしていると、6 号は議案概要説明書のところには産業廃棄物処理業の許可を受けているという記載がないんですけれども、今の御説明だと産業廃棄物処理法上の許可を得た業者という理解でよろしいでしょうか。

何に影響するかといいますと、建築基準法 51 条によって許可を受けなきゃいけないものに一般廃棄物と産業廃棄物とあって、木くずについても、事業によって生じたものについては処理できるとすると、単純な造園業をしている方が特別な措置によって認められたごみの処理ができるという、木くずであったら処理できる種類が限られてくるんですけれども、産業廃棄物の許可を得た造園業者が 1 日 66 t できるということになると少し処理でき

る木くずの種類が広がってくると思うので、そこを教えてくださいませんか。

【一宮市まちづくり部建築指導課長 武市力也】

産業廃棄物の処理につきましては、廃掃法の設置許可申請を平成元年12月25日に事前調整されてみえまして、令和2年2月に申請予定でございます。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

まだ申請が認められていない。

【一宮市まちづくり部建築指導課長 武市力也】

はい、そうです。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

とすると、ここで審議に上がっているものは、一般廃棄物の木くずという理解でよろしいでしょうか。

【一宮市まちづくり部建築指導課長 武市力也】

一般の廃棄物と産廃のほうも一緒に処理する施設の御審議でございます。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

木くずについては、第4号議案が1日6t、第5号議案が1日11t、第6号議案が66tというふうに、際立って1日に処理する木くずの破砕が多いですが、ここには木くずだけなのか、あるいは造園業から生じるさまざまなものも含めるのか、そこを教えてくださいませんか。

【一宮市まちづくり部建築指導課長 武市力也】

一般廃棄物の区分といたしまして、公園と街路樹等が出る剪定の木が対象になっております。そのほかに出るものはここでは対象としておりません。

あと、道路を舗装したりするときに、街路樹に木があつたりしますとそこで木の伐採だとか抜根が発生すると思います。そのときに出るものを産業廃棄物として取り扱うということでございます。

説明が悪くてすみません。

【委員（愛知学院大学法務支援センター教授 田中淳子）】

ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第6号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては都市計画上支障ないものと議決いたしました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午後3時02分)